（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第三条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（有価証券報告書の提出を要しない場合） **第二十六条**　法第二十四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第五項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受けない者の発行する特定有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなった場合で、次のいずれかに掲げるときとする。 一　［略］ 二　当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提出された有価証券届出書に、当該有価証券届出書が提出された日の属する特定期間の直前特定期間に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項第一号に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国特定有価証券の発行者が提出するものをいう。以下同じ。）が掲げられているとき。 三　［略］	（有価証券報告書の提出を要しない場合） **第二十六条**　［同上］ 一　［同上］ 二　当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提出された有価証券届出書に、当該有価証券届出書が提出された日の属する特定期間の直前特定期間に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国特定有価証券の発行者が提出するものをいう。以下同じ。）が掲げられているとき。 三　［同上］
第四号様式 【表紙】 【提出書類】　有価証券届出書 【提出先】　関東財務局長 【提出日】　年　月　日 【発行者名】 【代表者の役職氏名】⑵ 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】⑶ 【縦覧に供する場所】　名称 （所在地） ［第一部～第三部　略］ （記載上の注意） ［⑴～⑷3　略］ ⑷4　ファンドの経理状況 a　財務諸表又は中間財務諸表（財務諸表等規則第１条第１項第３号に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第３条第１項に規定する監査報告書	**第四号様式** 【表紙】 【提出書類】　有価証券届出書 【提出先】　関東財務局長 【提出日】　年　月　日 【発行者名】 【代表者の役職氏名】⑵ 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】⑶ 【縦覧に供する場所】　名称 （所在地） ［第一部～第三部　同左］ （記載上の注意） ［⑴～⑷3　同左］ ⑷4　［同左］ a　財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号。以下この様式において「中間財務諸表等規則」という。）第１条第１項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監